

MileagePlusセゾンプラチナカード

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険・ショッピング安心保険のご案内（補償規定）

海外旅行傷害保険のあらまし

（カードご利用条件付自動付帯、保険責任期間：最長90日）

海外旅行傷害保険 適用条件

ご旅行前に、日本国内にて海外旅行を目的として利用した「公共交通乗用具」※1や「パッケージ・ツアー（募集型企画旅行※2）」の料金をこのカードでお支払いになられた場合、海外旅行を目的に日本国内のご住居を出発されたときからご住居にお戻りになるまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時（24時）までの間の旅行期間を補償します。ただし、日本を出国した日から90日後の午後12時（24時）までを限度とします。

また、日本国内でのカードによる購入がなくても、出国後海外ではじめて被保険者が当該旅行中に利用する「公共交通乗用具」のチケット料金をこのカードでお支払いになった場合も、その購入の時から上記補償期間終了までの間補償されます。

- ※1 海外旅行傷害保険における公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機・電車・船舶等をいいます（時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車は除く）。また、以下のものは公共交通乗用具のチケット料金となりません。
電子マネーのチャージ代・デビット代、プリペイドカード購入費、空港利用税、航空券の発券手数料、航空券の消費税、航空機の座席指定手数料、ラウンジ利用料 など
- ※2 募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

保険適用の対象となるカード決済例	
■ パッケージツアー ■ リムジンバス * ■ 電車 * ■ 航空券 *	出国前の決済で旅行中のトラブルを補償 * 印があるものは、出国後の決済でもお支払時点から補償対象
保険適用の 対象外 となるカード決済例	
■ レンタカー ■ タクシー ■ ホテル宿泊代	海外旅行傷害保険の対象外となります

支払限度額

担保内容		本会員	家族 ※1
傷 害	死亡・後遺障害	1億円	1,000万円
	治療費用	300万円	200万円
疾病治療費用		300万円	200万円
賠償責任(自己負担額1,000円)		3,000万円	2,000万円
携行品損害※2		50万円	20万円
救援者費用		300万円	200万円

※1 家族特約の被保険者の範囲は、本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、本会員または配偶者と生計をともにする別居の未婚のお子様です。

※2 携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円が限度となります。

傷害死亡・後遺障害

こんなときに補償されます

被保険者（保険の対象となる方）が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。

お支払いする保険金

死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。

（注）死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺傷害保険金額をもって限度とします。

傷害治療費用

こんなときに補償されます

被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。

お支払いする保険金

本会員300万円、家族200万円を限度とし、事故の日から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。

- ① 医師による治療費、手術費、入院費
- ② 緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費
- ③ 義手、義足の修理費
- ④ 治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費
- ⑤ 入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用（5万円限度）等（1事故について20万円限度）

（注）社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。

疾病治療費用

こんなときに補償されます

- ① 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。ただし、責任期間中に原因が発生したものに限りします。
- ② 責任期間中に感染した特定の伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、新型コロナウイルス感染症）のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。

お支払いする保険金

本会員300万円、家族200万円を限度とし、医師の治療を開始した日から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。

- ① 医師による治療費、手術費、入院費
- ② 緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費
- ③ 治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費
- ④ 入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用（5万円限度）等（1事故について20万円限度）

（注）社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。

賠償責任

こんなときに補償されます

被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。

お支払いする保険金

本会員3,000万円、家族2,000万円を限度として、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。

(注) 損害賠償金額および費用の合計金額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。

(注) 1事故につき損害額のうち1,000円をご自身で負担していただきます。

(注) 示談交渉サービスはありません。

携行品損害

こんなときに補償されます

被保険者所有の携行品（現金、小切手、クレジットカード、定期券、運転免許証、コンタクトレンズ、各種書類および別送品等を除く）が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。

お支払いする保険金

1つ（1組または1対）あたり10万円（航空券・乗車券等の損害については5万円）を限度として自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。ただし、パスポート損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。

(注) お支払いする保険金の総額は、本会員50万円、家族20万円を保険期間中の限度とします。

(注) 修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

救援者費用等

こんなときに補償されます

被保険者が責任期間中に

- ① 事故により遭難（行方不明を含む）されたとき。
- ② 事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。
- ③ 病気により死亡されたとき。
- ④ 病気にかかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。

お支払いする保険金

本会員300万円、家族200万円を限度として次の費用をお支払いします。

- ① 搜索救助費用
- ② 現地との航空運賃等交通費（救援者3名まで）
- ③ 現地および現地までのホテル客室料（救援者3名かつ1名については14日分まで）
- ④ 現地からの移送費用
- ⑤ 遺体処理費用（100万円限度）
- ⑥ 救援者の渡航費用および現地での諸雑費（20万円限度）

(注) 救援者とは搜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族およびその代理人をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用

●故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒気帯び運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、早産または流産 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●スカイダイビング等の危険な運動中の事故 ●戦争、侵略行為、反乱等 など

疾病治療費用、救援者費用

●故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ●歯科疾病 ●既往症 など

(注) 救援者費用については、自殺、妊娠、出産、早産、流産で被保険者(保険の対象となる方)が死亡したときはお支払いの対象となります。

賠償責任

●故意 ●職務遂行に直接起因する事故 ●親族に対する事故 ●受託物に対する事故 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する事故 ●心神喪失に起因する事故 など

携行品損害

●故意、重過失 ●携行品の瑕疵または自然消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●旅行中に借りた物、預かった物の事故 ●現金、小切手、クレジットカード等の損害 ●山岳登山等の危険な運動中の当該運動のための用具 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 など

その他ご注意事項

- ご入会日の翌日以降出発のご旅行より対象となりますので、それ以前に出発しその旅行中に発生した事故に対して保険金は支払われません。
- 他のクレジットカード付帯の保険契約から傷害死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
- 保険金受取人はカード会員ご本人（死亡の場合は法定相続人）となります。
- ご出発前のご連絡は必要ありません。
- 事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

保険金請求書類

保険金請求書類 保険金種類	クレジットカード売上票等	※ e・t i・c k e t の 控 え 書	※ 現地でしか手配できない書類							※ 損 害 品 明 細 書	※ 損 害 額 を 証 明 す る 書 類	除 籍 簿 本	委 任 状 ・ 戸 籍 簿 本	※ 後 遺 障 害 診 断 書
			医 師 の 診 断 書	お よ び 領 収 書	治 療 費 の 明 細 書	死 亡 診 断 書 ま た は 死 体 検 査 書 （ 死 亡 地 の も の ）	事 故 証 明 書	す る 証 明 書	支 出 を 証 明 書	示 談 金 領 収 書	示 談 金 領 収 書	を 証 明 す る 書 類	損 害 額 （ 修 理 費 等 ）	
治療費用保険金 （傷害・疾病）	★	★	★	★	★		☆							
携行品損害保険金	★	★	★				★					★	★	
死亡保険金 （傷害）	★	★	★			★	★						★	☆
後遺障害保険金	★	★	★				★							★
救援者費用等保険金	★	★	★				☆	★						
賠償責任 保険金	対人	★	★	★	★		☆			★				
	対物	★	★	★			☆			★	★			

（注）★印は原則として必要な書類／☆印は場合によって必要となる書類／※印は保険会社所定用紙／その他書類をご用意いただく場合があります。

事故の通知について

p.9～をご参照ください。

国内旅行傷害保険のあらまし

(カードご利用条件付自動付帯)

支払限度額

担保内容		本会員	家族 ※
傷 害	死亡・後遺障害	1億円	1,000万円
	入院日額	5,000円	2,000円
	通院日額	2,000円	1,000円

※ 家族特約の被保険者の範囲は、本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、本会員または配偶者と生計をともにする別居の未婚のお子様です。

傷害死亡・後遺障害

こんなときに補償されます

下記①から③によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。

- ① 被保険者が公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金をクレジットカードで支払い、日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。
(注) 航空機に搭乗の場合は、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故および飛行機の不時着時の接続交通乗用具搭乗中も含みます。
- ② 被保険者が旅館、ホテル等の宿泊施設にチェックインする以前に、その料金をクレジットカードで支払い、またはノークーポンシステムを利用して宿泊施設の予約を行い、日本国内を旅行中、宿泊者として宿泊施設に滞在中に宿泊施設の火災または破裂・爆発により傷害を被った場合。
- ③ 被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行をクレジットカードにより事前にその料金を支払い、募集型企画旅行参加中に傷害を被った場合。

お支払いする保険金

死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。

(注) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺傷害保険金額をもって限度とします。

傷害入院・手術・通院

こんなときに補償されます

＜入院保険金＞

上記①から③によりケガをして入院した場合(事故日から180日以内の入院が対象)

＜手術保険金＞

入院保険金支払われる場合に、その傷害の治療のため所定の手術を行った場合(事故日から180日までの手術が対象)

＜通院保険金＞

上記①から③によりケガをして通院した場合(事故日から180日以内の通院に対し90日を限度)

お支払いする保険金

入院の場合 本会員5,000円(日額) 家族2,000円(日額)

通院の場合 本会員3,000円(日額) 家族1,000円(日額)

手術の場合 本会員5,000円(日額) × (手術の種類により10倍～40倍)

家族 2,000円(日額) × (手術の種類により10倍～40倍)

(注) 入院保険金および通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合

傷害死亡・後遺障害、入院・手術・通院

●故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒気帯び運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、早産または流産 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●スカイダイビング等の危険な運動中の事故 ●戦争、侵略行為、反乱等 ●地震、噴火またはこれらによる津波 など

その他ご注意事項

- 「ノークーポンシステム」とは、カード加盟店である旅行業者に対して、カードにより料金を支払うことを告知して予約を行うシステムをいいます。
- 「募集型企画旅行」とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。
- 「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する期間は含みません）を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。
- 公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機・電車・船舶等をいいます（時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車は除く）。
- 他のクレジットカード付帯の保険契約から傷害死亡・後遺障害保険金、入院・手術・通院保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
- 保険金受取人はカード会員ご本人（死亡の場合は法定相続人）となります。
- ご出発前のご連絡は必要ありません。
- 事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

保険金請求書類

保険金請求書類 保険金種類	クレジットカード売上票等	※保険金請求書	現地でしか手配できない書類				除籍簿本	委任状・戸籍簿本	※後遺障害診断書	その他の書類
			医師の診断書	および領収書	治療費の明細書	死亡診断書または死体検案書（死亡地のもの）				
死亡保険金（傷害）	★	★				★	★	☆		☆
後遺障害保険金	★	★					★		★	☆
入院・通院保険金	★	★	☆	☆			★			☆

（注）★印は原則として必要な書類／☆印は場合によって必要となる書類／※印は保険会社所定用紙

事故の通知について

p.9をご参照ください。

ショッピング安心保険のあらまし

(保険責任期間：最長90日)

補償の概要	カードによる購入品を購入日から90日間偶然な事故の際に補償いたします。
被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。 ただし、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限りです。
補償期間	カード会員が物品をカードで購入された日、もしくは物品を受け取った日のいずれか遅い日から90日間。
補償対象	カード会員が日本国内および海外でカードを利用して購入された物品。
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。
補償限度額	補償限度額 1事故上限額500万円
ご注意事項	● 1回の事故につき1個または1組につき5千円が自己負担額となります。 ただし、5千円未満の損害額（修理の場合も含む）は対象外となります。 ● 保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険（メーカー保証や販売店補償も含む）がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。 ● 代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。 ● 事故により、第三者からの事故証明をいただくことがあります。

補償の対象とならない主な場合

- ① 紛失・置き忘れによる損害
- ② 物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害
- ③ 電気的な事故や機械的な事故による損害
- ④ 使用人の不正、または詐欺・横領による損害
- ⑤ カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害
- ⑥ 水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ⑦ 戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害
- ⑧ 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害
- ⑨ 物品の誤った使用によって生じた損害
- ⑩ 物品の物的損害に起因する一切の間接損害
- ⑪ 汚損、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 など

補償の対象とならない主な物品

- ① 商品券、航空券、乗車券など
- ② 宅配便など（通販などの輸送中の物品）
- ③ 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの
- ④ 預金証書または貯金通帳（通帳および現金支払機用カードを含む）
- ⑤ 食料品・飲料（酒類を含む）
- ⑥ 船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含む）、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハンググライダー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
- ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの
- ⑧ 動物あるいは植物（剥製・ドライフラワーを含む）
- ⑨ 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの
- ⑩ 携帯電話・ポケットベルなどの携帯式通信機器
- ⑪ 職業上の物品として購入したもの など

保険金支払の時期

保険金の支払は当該物品のカード利用代金決済後となります。

代位

- ① 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害

保険会社は損害を受けた物品、および会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。

- ② 会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。

損害防止義務

会員は事故が生じたときの損害発生の防止および軽減につとめなければなりません。

保険金請求書類

保険金請求のためには下記の書類が必要になります。

クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード（コピー）	★	★
保険金請求書	★	★
罹災証明書・事故証明書	☆	☆
クレジットカード売上票	★	★
修理見積書	★	—
修理代金請求書		
修理代金領収書		
全損証明書	—	★
写真または現物	★	★
他保険の保険金請求書	☆	☆
委任状	☆	☆
盗難届（盗難の場合のみ）	★	
その他関係書類	☆	☆

（注）★印は原則として必要な書類／☆印は場合によって必要となる書類

ショッピング安心保険 事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡ください。

ショッピング安心保険 事故受付デスク（24時間受付／年中無休）

0 1 2 0 - 4 4 4 - 6 3 3 または 0 1 8 - 8 8 8 - 8 4 3 2

保険の内容については、損害保険ジャパン株式会社所定の約款に基づきます。

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社（引受幹事保険会社）

セゾン自動車火災保険株式会社

個人情報の取扱い

保険金をご請求いただく際には、引受保険会社に個人情報を提供いただくことになります。

共同保険契約に関するご説明

この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。

各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

※本紙掲載の情報は2021年7月1日現在のものです。変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら、MileagePlusセゾンプラチナカード会員であること、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先をお伝えください。

■日本国内からのご連絡先

損保ジャパン事故受付デスク（24時間受付／年中無休）

0120-553-935 または 018-888-8430

■海外からのご連絡先（海外メディカルヘルプライン）

ケガ・病気などの事故のご連絡先

（24時間・年中無休・日本語対応）

お客様の滞在地		電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ	1800-233-2203（無料電話）	アメリカセンター
	メキシコ	001-855-835-2554（無料電話）	
	ブラジル	0800-892-1256（無料電話）	
	無料電話がご利用になれない 場合や上記以外の国・地域から	アメリカ本土内から 804-673-1144	
		アメリカ本土外から (1)804-673-1144	
中国	中国（香港・マカオを除く）	800-810-9784（無料電話）	中国センター
	香港	800-968-845（無料電話）	
	マカオ	080-0382（無料電話）	
	無料電話がご利用に なれない場合	中国大陸から 010-8592-7117	
		香港・マカオから (86)10-8592-7100	
アジア・ オセアニア・ グアム・ サイパン	台湾	00801-65-1166（無料電話）	シンガポール センター
	シンガポール	1800-3041756（無料電話）	
	マレーシア	1800-80-1013（無料電話）	
	無料電話がご利用になれない 場合や上記以外の国・地域から	シンガポール国内から 6535-5554	
		シンガポール国外から (65)6535-5554	
	韓国	00798-651-7029（無料電話）	タイセンター
	インドネシア	001-803-65-7187（無料電話）	
	フィリピン	1800-1-651-0065（無料電話）	
	タイ	1800-600-234（無料電話）	
	ベトナム	12065143（無料電話）	
	グアム・サイパン	1877-232-0747（無料電話）	
	オーストラリア	1800-553-152（無料電話）	
	ニュージーランド	0800-44-9345（無料電話）	
	無料電話がご利用に なれない場合	タイ国内から 02-302-6535	
		タイ国外から (66)2-302-6535	
欧州・アフリカ・ 中近東・ロシア	イギリス	0800-312-002（無料電話）	イギリスセンター
	フランス	0800-90-84-60（無料電話）	
	イタリア	800-791-034（無料電話）	
	ドイツ	0800-182-3992（無料電話）	
	無料電話がご利用になれない 場合や上記以外の国・地域から	イギリス国内から 01444-444-851	
		イギリス国外から (44)1444-444-851	
各センターに 連絡が取れない場合	海外から	(81)3-3811-8127	東京センター
	日本国内から	03-3811-8127	

※ミャンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターへご連絡ください。

■ 海外からのご連絡先（海外ホットライン）

ケガ・病気以外のトラブルのご連絡先

（24時間・年中無休・日本語対応）

お客様の滞在地		電話番号	
北米・中南米・ ハワイ・グアム・ サイパン	アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グアム・サイパン	1-877-826-6108	（無料電話）
	アルゼンチン	0800-666-0776	（無料電話）
	ウルグアイ	0004-019-0423	（無料電話）
	カナダ	1-877-791-2153	（無料電話）
	コロンビア	018005-18-1439	（無料電話）
	ブラジル	0800-892-3134	（無料電話）
	ペルー	0800-54-435	（無料電話）
	メキシコ	001-800-514-6611	（無料電話）
アジア	中国（北部）	10800-813-2780	（無料電話）
	中国（南部）	10800-481-2963	（無料電話）
	香港	800-905-113	（無料電話）
	台湾	00801-814649	（無料電話）
	韓国	00798-817-1698	（無料電話）
	シンガポール	800-810-2352	（無料電話）
	スリランカ	011-2422-215	（無料電話）
	インド	000-800-1007-803	（無料電話）
	インドネシア	001-803-00811-301	（無料電話）
	タイ	001-800-814-5140	（無料電話）
	フィリピン	1-800-1-816-0278	（無料電話）
	マレーシア	1-800-81-5066	（無料電話）
オセアニア	オーストラリア	1-800-783-025	（無料電話）
	ニュージーランド	0800-885-053	（無料電話）
ヨーロッパ・アフリカ・ 中近東・ロシア	アイスランド	800-9654	（無料電話）
	アイルランド	1-800-948312	（無料電話）
	アラブ首長国連邦	800-0-813-0041	（無料電話）
	イギリス	0808-234-3825	（無料電話）
	イスラエル	1-80-94-56612	（無料電話）
	イタリア	800-789641	（無料電話）
	オーストリア	0800-296-193	（無料電話）
	オランダ	0800-022-8238	（無料電話）
	ギリシャ	00-800-161-2206-6612	（無料電話）
	スイス	0800-552-739	（無料電話）
	スウェーデン	020-79-7908	（無料電話）
	スペイン	900-9-581-69	（無料電話）
	チェコ	800-700-974	（無料電話）
	デンマーク	8088-6979	（無料電話）
	ドイツ	0800-1810567	（無料電話）
	ノルウェー	8001-6294	（無料電話）
	ハンガリー	06-800-190-45	（無料電話）
	フランス	0800-915-245	（無料電話）
	ベルギー	0800-77322	（無料電話）
	ポーランド	0-0-800-8113-247	（無料電話）
	ポルトガル	800-827-644	（無料電話）
	南アフリカ	0-800-983-167	（無料電話）

ヨーロッパ・アフリカ・ 中近東・ロシア	モナコ	800-93-693	(無料電話)
	ルクセンブルグ	8002-7151	(無料電話)
	ロシア	810-800-2053-4081	(無料電話)
上記無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国または地域から		(81) 18-888-9547★	
日本国内から		0120-08-1572	(無料電話)
		018-888-9547	

※中国北部・・・華北地区（北京市、天津市、河北省、山西省、内蒙古自治区）、東北地区（遼寧省、吉林省、黒龍江省）
中国南部・・・上記以外（上海市、重慶市等）

滞在の国・地域、電話機種や回線事情によっては、ご利用いただけない場合があります。

万が一お電話が繋がらない場合には、★印の日本の電話番号へコレクトコールでおかけください。

電話ご利用上の注意点

※上記は、2021年7月現在となっており、今後変更することがあります。

- 無料電話は、公衆電話・携帯電話からご利用になれない場合があります。その場合は「無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」するようお願いください。
- 無料電話やコレクトコールをご利用になれない場合の電話料金はお客様負担となります。
- 滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があります。また、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合がありますので、ご利用時には現地でご確認ください。日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。
- 各国での回線事情等により電話がかかりにくい場合は、「損保ジャパン・海外メディカルヘルプライン」のお客様のいらっしゃる地域の電話番号へお問い合わせ願います。
- お電話をいただいた時間帯や状況によっては、他のセンターへ電話が転送される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。